

委託条件

東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）の企画に基づき、東京芸術祭2020 野外劇の制作及び公演を実施するための一切の業務とする。実施にあたっては、当委員会が指定する演出家、出演者およびアソシエイトディレクターの指示に従い、十分な調整を行ったうえ行うこと。なお、事業の詳細は、別添「事業計画」を参照のこと。

1 制作事務局の運営

- ① 全体を統括し、連絡業務、制作進行を管理する責任者を置き、連絡調整及び公演の実施の進行に万全を期すこと。
- ② 舞台制作（技術的要素含む。）を統括できる専門知識を持つ責任者を置き、公演実施が安全に進行可能な体制を取ること。
- ③ 事業を運営するために担当者を配置すること。主たる担当者は委託期間を通じて同一の者とし定期的に対面での打ち合わせ等を行うこと。
- ④ 毎月末に提出する業務完了報告書とともに、事業終了後は当委員会が発行する報告書に掲載する情報を報告書として提出すること。また、事件・事故・苦情の場合には直ちに当委員会へ連絡・報告すること。

2 野外劇の運営制作

2020年10月16日から10月25日に行う野外劇について以下の業務にあたる。

(1) 当委員会が指定する演出家、出演者との調整・手続き

- ① 演出家、演出助手、出演者らと創作の準備から契約まで綿密に連絡を取り合うこと。ただし、演出家及び演出助手との契約及び支払いは当委員会が別途手配する本事業の演出制作業務を担う事業者が支払うものとする。
- ② 出演者との契約手続き、報酬の支払いを行うこと。
- ③ 上記演出家、演出助手、出演者のうち遠方に在住で宿泊が必要な者については、リハーサル及び本番期間中に東京都内に滞在できるよう、交通及び宿泊の手配をすること。

(2) 本番に向けたプログラムの進行管理

- ① 演出家および演出助手と相談の元、本番に向けたスケジュールの進行管理および稽古場の手配・運営を行うこと。ただし実行委員会の構成団体が管理運営している施設の予約及び支払いは当委員会が担当し、委託外とする。
- ② 本番に向けた稽古期間および、上演期間中、出演者と連絡調整を行うこと。

(2) 本番に必要なスタッフの手配

① 公演内容に適したスタッフの手配

演出家および当委員会と相談の上、美術、照明、音響、衣裳、映像、舞台監督、舞台設営、大道具・小道具、保険等を手配すること。ただし、照明プランならびに音響プラン、舞台美術デザインならびに衣裳デザインとの契約及び支払いは、当委員会が別途手配する本事業の演出制作業務を担う事業者が支払うものとする。

- ② 上記スタッフのうち遠方に在住で宿泊が必要な者については、本番期間中に東京都内に滞在できるよう、交通及び宿泊の手配をすること。

(3) 本番に必要な機材の手配および会場との調整

① 本番に適切な機器等の手配

演出家やスタッフと相談の上、必要な機材・物品を手配及び契約、支払いをすること。また運搬について適切な手法をとり、警備等を手配及び支払いの上、会場での保管等安全に努めること。ただし、遠方からの機材運搬の手配及び支払いは、当委員会が別途手配する本事業の演出制作業務を担う事業者が支払うものとする。

② リハーサルおよび本番会場の運営、設営と撤去

当委員会が指定する会場と打合せを行い、適切な運営と設営、撤去及び原状回復を行うこと。また、必要に応じて会場等の視察を行うこと。

(4) 当日の運営制作 (本番日 10 月 16 日から 10 月 25 日までを予定)

- ① 池袋西口公園野外劇場での公演を実施すること。入場料、回数についてはディレクター、当委員会と相談の上決定すること。
- ② 上演時は安全に細心の注意を払い、安全に配慮した適切な案内・誘導を行うスタッフを配置すること。
- ③ 緊急時の対応を当委員会と事前に協議し、不測の事態が生じた時に対応できる体制を整えること。
- ④ 公共の場で上演する場合はパスや腕章などを準備しスタッフに配布すること。
- ⑤ 歩行者を始めとする一般の人々を撮影した際は、必ず許諾を得るか個人が特定できないようにするなど配慮すること。なお、許諾書については事前に当委員会に確認すること。
- ⑥ 上演に必要な契約の締結及び権利処理。
- ⑦ スケジュール管理その他、上演の実施に関して必要な諸手続きや申請処理。
- ⑧ 上演当日の受付。
- ⑨ 上演前には、当委員会と実施前打ち合わせを行い、事前に最終確認を行うこと。

(5) その他

- ① 事業実施（準備及び現状復帰を含む）にあたり、傷害保険等必要な保険を掛けること。なお、保険の種類、範囲等については事前に当委員会と協議の上、決定すること。
- ② 実施にあたっては、当委員会と綿密に連携し、必要な許可・届出等手続きを適切に行い、法令遵守に万全を期すこと。

3 広報

野外劇を広く周知するため次の業務にあたること。

- (1) 公演を告知するためのウェブや広報媒体などによる広報展開。
- (2) 公演を周知する日・英二言語によるチラシ・ポスターの作成・配布・掲出。
- (3) 東京芸術祭のウェブサイトやSNS サイトを使った広報のための原稿の作成。
- (4) 東京芸術祭の広報担当者との連絡調整。
- (5) 野外劇に関するプレス対応における演出家、出演者との調整。

- (6) 当日パンフレットの作成
- (7) 来場者へのアンケートの実施と集計データの提出。

4 事業の記録

- (1) 本番時を中心に写真によって記録し、データをDVD-R等に保存した上で提出すること。
- (2) 今後の事業運営に役立つよう、東京芸術祭2020の報告書掲載用の原稿作成すること。
- (3) 記録写真の撮影を行うこと。広報素材として使用するため、撮影にあたっては、出演者に広報目的として撮影した画像及び映像を公開することについて事前に承認を得ること。歩行者を始めとする一般の人々を撮影した際は、必ず許諾を得るか個人を特定できないようになど配慮すること。なお、許諾書については事前に当委員会に確認すること。
- (4) 撮影した写真については、東京都、当財団及び連携企業等がWEBサイト他広報媒体で活用できるよう、当財団と協議の上編集を施し、納品すること。
- (5) 納品された写真や報告書等の著作権及び使用権は、当財団に帰属すること。

5 上記業務に付随する業務全般

その他、上記業務に付随する業務全般を行うこと。